

令和 3 年 3 月 10 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 石塚 哲士

組合同約の一部変更について

当組合同約に係わる規定の軽微な文言修正について、健康保険組合連合会提供の規約（例）に倣って一部を変更する。

新旧対照表	
新	旧
<p>(互選議員の選挙の管理) 第 10 条 (中 略)</p> <p>3 選挙長は、選挙会の開閉、(投票、) 開票の管理（投票所の開閉その他投票の管理も含む）及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。</p> <p>4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第 8 条第 1 項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。</p>	<p>(互選議員の選挙の管理) 第 10 条 (中 略)</p> <p>3 選挙長は、選挙の開閉、投票及び開票の管理並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。</p> <p>4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。互選議員の選挙をおこなったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票管理録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。</p>
<p>(当選人) 第 11 条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達すまでの者を当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の 5 分の 1 以上の得票がなければならない。</p>	<p>(当選人) 第 11 条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の 5 分の 1 以上の得票がなければならない。</p>
<p>(会議録の作成) 第 23 条 (中 略)</p> <p>3 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名</p>	<p>(会議録の作成) 第 23 条 (中 略)</p> <p>3 出席した互選議員の氏名、数、及び選定議員の氏名、数、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、数、並びに代理を受けた議員の氏名</p>
<p>(職員) 第 42 条 この組合に必要な職員(事務長その他)をおき、理事長がこれを任免する。</p>	<p>(職員) 第 42 条 この組合に事務長その他必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。</p>
<p>(準備金の保有方法) 第 48 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。</p>	<p>(準備金の保有方法) 第 48 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。</p>

<p>(1) <u>郵便貯金</u></p> <p>(2) <u>臨時金利調整法（昭和 22 年法律第 181 号）第 1 条第 1 項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）</u></p> <p>(4) <u>国債又は地方債</u></p> <p>(5) <u>政府保証債又は金融債</u></p> <p>(6) <u>担保付社債</u></p> <p>(7) <u>抵当証券</u></p> <p>(8) <u>コマーシャルペーパー</u></p> <p>(9) <u>社会保険診療報酬支払基金への委託金</u></p> <p>(10) <u>健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</u></p> <p>(11) <u>（ 削る ）</u></p> <p>(11) <u>法第 150 条の規定による施設である土地及び建物</u></p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>(1) 銀行、相互銀行、信託銀行、信用金庫への預金又は郵便貯金</p> <p>(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）</p> <p>(3) 公社債投資信託の受益証券の取得（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）</p> <p>(4) 国債証券又は地方債証券の取得</p> <p>(5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債権に係わる業務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得</p> <p>(6) 償還及び利子の支払いの遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得</p> <p>(7) 抵当証券の取得</p> <p>(8) コマーシャルペーパーの取得</p> <p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金</p> <p>(11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費に係わる貸付事業に対する出資金</p> <p>(12) 法第 150 条の規定による施設である土地及び建物の取得</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号の方法によって保有しなければならない。</p>
<p>(一部負担還元金)</p> <p>第 52 条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和 32 年法律 42 号）附則第 7 条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第 74 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。））について、その還元を行う。</p>	<p>(一部負担還元金)</p> <p>第 52 条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和 32 年法律 42 号）附則第 7 条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第 74 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。））について、その還元を行う。</p>
<p>(訪問看護療養費付加金)</p> <p>第 54 条</p> <p>(中 略)</p> <p>2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合においては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から別表 2 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>	<p>(訪問看護療養費付加金)</p> <p>第 54 条</p> <p>(中 略)</p> <p>2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合においては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から別表 2 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>
<p>(家族訪問看護療養費)</p> <p>第 55 条</p> <p>(中 略)</p> <p>2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明</p>	<p>(家族訪問看護療養費)</p> <p>第 55 条</p> <p>(中 略)</p> <p>2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明</p>

<p>細書 1 件について、法第 88 第 4 項に規定する厚生大臣に定めるところにより算出した費用の額から法第 111 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（<u>法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く）が支給される場合</u>にあっては、<u>家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額</u>）を控除して得た額から、別表 2 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>	<p>細書 1 件について、法第 88 第 4 項に規定する厚生大臣に定めるところにより算出した費用の額から法第 59 条ノ 2 / 2 第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く以下同じ。）が支給される場合）にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から別表 2 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>
<p>(家族療養費付加金) 第 56 条 (中 略)</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各 1 件（<u>合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く</u>。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合）にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表 2 に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>	<p>(家族療養費付加金) 第 56 条 (中 略)</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または、調剤報酬明細書若しくは第二家族療養費支給申請書各 1 件（法第 115 条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等（療養費又は家族療養費の法 87 条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第 74 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。）の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合）にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表 2 に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>
<p>(合算高額療養費付加金) 第 57 条 合算高額療養費を受ける被保険者に対し、合算高額療養付加金を支給する。</p>	<p>(合算高額療養費付加金) 第 57 条 法第 115 条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等（療養費又は家族療養費の法第 87 条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第 74 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。）の額を合算することによる高額療養費（以下、「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。</p>

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。

以上